

※厚生労働省の制度概要の資料を一部修正して作成

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。

【第1のネット】

○社会保険制度
○労働保険制度

【第2のネット】

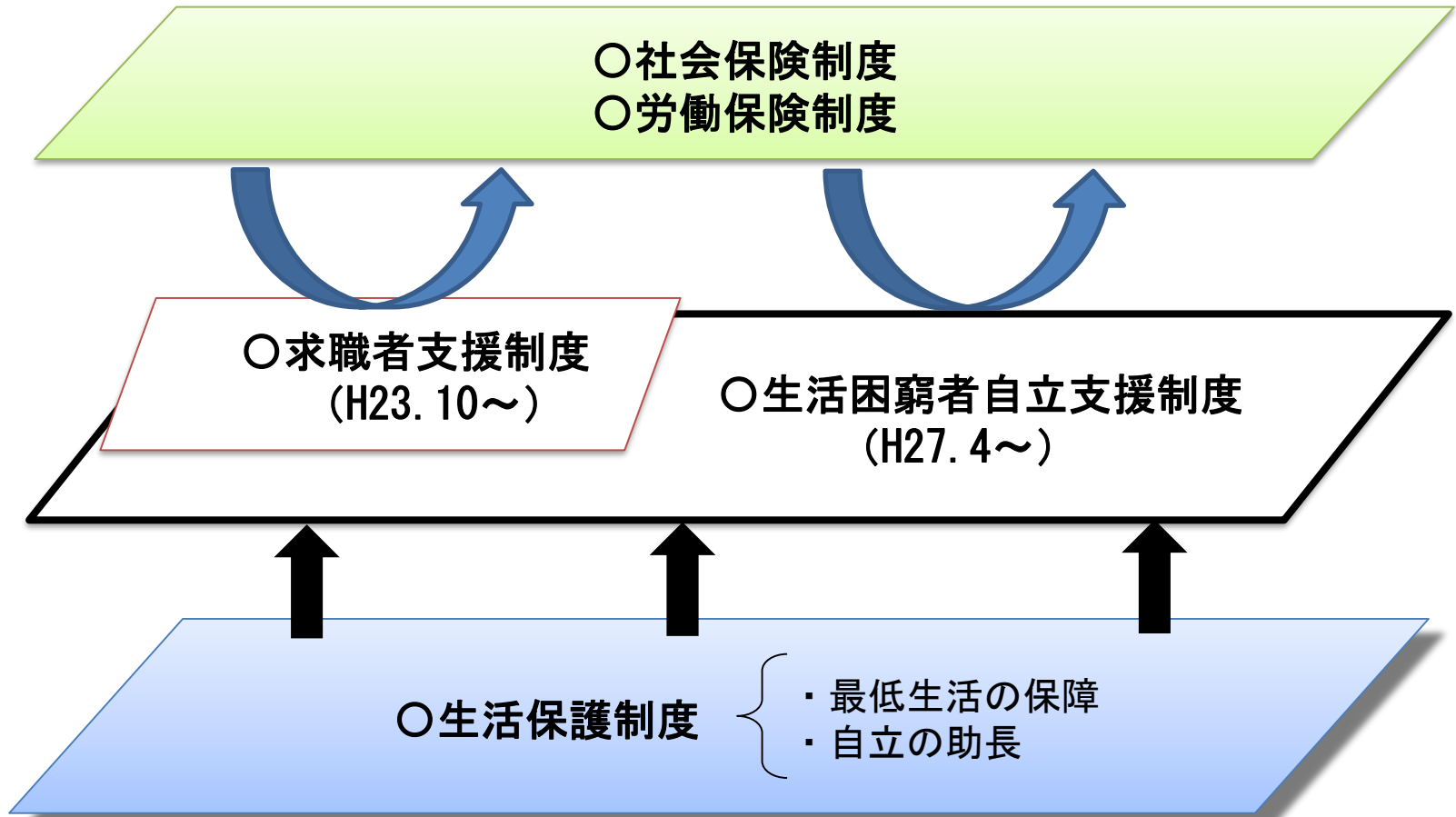
○求職者支援制度
(H23. 10~)

○生活困窮者自立支援制度
(H27. 4~)

【第3のネット】

○生活保護制度

- ・最低生活の保障
- ・自立の助長



生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

<対個人>

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

<対地域>

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

国費 3 / 4

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

国費 2 / 3

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

国費 2 / 3

- 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

※下段の支援については、H31.4.1～

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

国費 1 / 2, 2 / 3

- 家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

国費 1 / 2

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

※事業名及び下段の支援については、H31.4.1～

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2